

十六夜日記「波の上」試論

藤本孝一

一 はじめに

阿仏が二条為氏と細川庄地頭職を争う訴訟のため、鎌倉幕府へ赴いた折りの作品と云われる十六夜日記中、弘安二年（一二七九）十月二十六日の最後の文の、

こよいは波のうへといふ所にやどりて、あれたるをとさらに
めもあわず。

とする流布本から、文政七年（一八二四）に板行された『十六夜日記残月抄』^①以来、「波の上」を宿泊地とし、興津から富士川までの地名が考察されてきたが、今だに場所不明のままである。

「波の上」を地名とするのは、下の「といふ所に」に導かれて解釈された。ところが、最古写本の形態を持つ九条家本は、違った本文である。九条家本の該当箇所二四丁裏の一・二行目を影印すると、

こよひは波の上といふ所にやどりてあれたるをとさらにめもあわず

とある。しかも、書写当初から判読できず「本マ、」と脇注して、親本の字形を写すのみである。この試論は、

こよひハ波のうへと、濱瀉のやとりてあれたるをと、左右に
めもあはず。

と、翻刻する論である。「濱瀉」と解説できたことで、阿仏自筆本は「はまかた」（浜方の意）とあった。さらに、十六夜日記は『東関紀行』を下敷きにし、阿仏が幕府方へ提出した訴訟文書の一つでもあったとする論の序章である。

① 三冊目奥書に「残月抄一二之巻松屋高大人之注釋／同三之巻北條時郷子之續筆也」とある。二冊目十五丁裏で「波乃うへといふ所、未詳、駿河ノ国を考に、厩原郡の由比、神沢、採沢、中村、小金、向田、蒲原、中ノ郷、岩測、とつづきて、東へ富士川をわたれば

富士郡也、朝のほどに富士河をわたれるよしなれば、此近所なるべし、とす。現在も、「波の上」の泊まりを富士川の周辺に指定する諸説が多い。

② 天理図書館蔵。架号・九一四、四四一イ三。平成四年八月十三日附刻第六四二号許可書。岩佐美代子氏は、九条家本の裏うつりははげしいため、同系統の松平本から該箇所影印を「九条家本十六夜日記（阿仏）について」（鶴見大学紀要）第二十九号第一部 国語・国文篇、平成四年三月刊）二五頁に初めて掲載された。筆者は、天理図書館より、配布を受けた光沢紙を複写機にかけて薄くコピーをしたところ、表面の文字だけが残り、裏うつりの文字が目立たなくなった。さらに、費用はかかるがコンピュータによる画像処理で、表面の字のみを鮮明に印刷することも可能である。

二 九条家本「十月二十六日」条「波の上」

の検討

九条家本を最初に紹介研究した玉井幸助氏は、その書誌で旅日記の『道の記』、『中院大納言（為家）置文和歌』、鎌倉滞在記の『東日記』、『安嘉門院四条仮名諷誦』が綴葉装全六〇丁・三括へ各章独立して書かれている形態こそ、十六夜日記の原形を示すものであると説明する。流布本は、『置文和歌』『仮名諷誦』を除き『道の記』と『東日記』を一つづきの本文とし、『長歌』を附す。問題とする「波の上」を含む二十六日条の全文は、五部の内容から構成されている。九条本を行間通りに翻刻し、冒頭に番号を

附して論じる。

I 二十六日、わらしな川とかやわたりて、お

きつのはまにうちいつ。なくくいてし

あとの月影など、まつ思ひいてらる。ひ

るたち入たる所に、あやしきつけ

のをまくらあり、いとくるしけれはう」（二二丁表）

ちふしたるに、すゝりもみゆれば、

枕のさうしに、ふしなからかきつけつ。

なをさりに見る夢はかりかり枕

むすひおきつと人にかたるな

II くれかゝるほど、清見か関をすく。岩こ

す浪のしろきぬをうちきするやう

に見ゆるもおかし。

清見かた年ふる岩に事とへん」（二二丁裏）

なみのぬれきぬいくかさねきつ

III ほとなく暮て、そのわたりの海ちかき

里にとゝまりぬ。うら人のしわさにや、とな

りよりくゆりかゝり煙のいとむつかしき

にほひなれば、よるの宿なまくさし

といひける人のことはもおもひ出らる。夜も

すから風いとあれて、なみたゝ枕に
たちさへく。」(二三丁表)

ならハすよゝそにきゝこしぎよミかた

あらいそなみのかゝるねざめは

Ⅳふしの山をみれハけふりたゝす。むかし、
ちゝの朝臣にさそハれて、いかになる見

の浦なれハなとよ見し比、とをつあふミ
の国までハ見しかは、ふしの煙のすゑも、

あさゆふ、たしかに見えしものを、いつの
とよりか、たえしとゝへは、さたかにこたふる」(二三丁裏)

人たになし。

たか方になひきはてゝかふしのねの

けふりのすゑの見えすなるらむ

古今の序のこと葉とおもひ出られて、

いつの世のふもとのちりかふしのねの

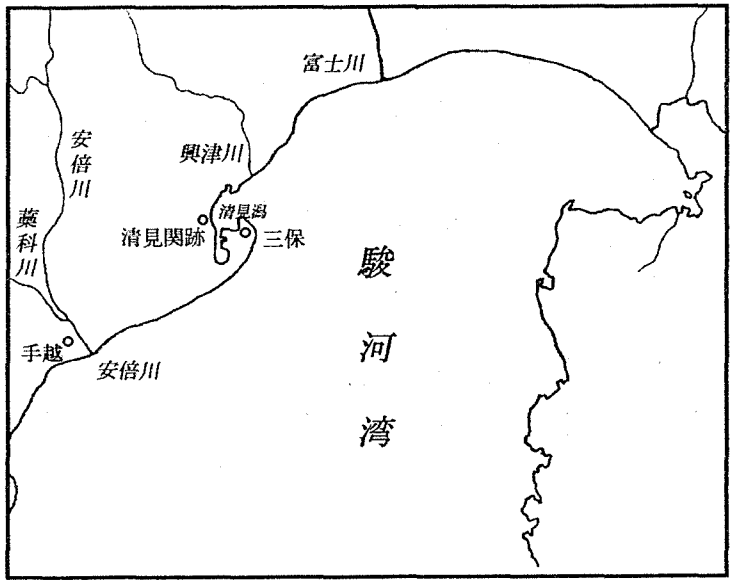
雪さへたかき山となしけむ

朽はてしなからの橋をつくらはや

ふしの煙もたゝすなりなは」(二四丁表)

Ⅴこよひハ波のうへと、濱^{本マ}瀉のやとりてあれ
たるをと、左右にめもあはず。

最初にⅤ「こよひハ波のうへ」の検討に込る。
A 地名ではない。



興津周辺略図

その日の泊まりは「そのわたりの海ちかき里」とある。先達の考証の通り、「波の上」と泊まりの場所を二度記すのは不審。「波の上」の地名も不詳である。「いふ所に」の言葉から上の「波の上」が場所名となるが、違った読みができれば、地名でなくなる。

玉井氏も、九条家本を底本に用いた岩波文庫本で流布本から「いふ所に」とするが、「原本□□のトアリ。□ノ部分読ミ得ザル漢字ニツナリ」と注記し、『十六夜日記評解』では『漂白』の如き文字とみて^③とされた。岩佐美代子氏は「波のうへ、と真屋（苦屋）のやどりにて」とする^④。一方、地名としないで流布本そのままに「ねむり難かった一夜の思いをしめくくって、今晚は、まるで波の上とでもいうべき所に宿ったものでしたから」とする^⑤。築瀬一雄・武井和人両氏の解釈もある。

B 宿泊地は興津。

宿は、興津浜から清見が関を経て海近き里に泊まり、翌日に富士川をわたっている記述から、この川の周辺に想定するが、むしろ清見が関から極めて近い所ではなからうか。

それは、Iに「いとくるしけれうちふしたるに」とある。興津浜に出てすぐに寝込んでしまい、同一地域と見られる清見が関を過ぎたのは夕暮れであった。泊まった歌に「きよみかた」とあるから、清見瀉の海近き里の宿りになる。また、興津浜を清見瀉

の手前と描写するが、『東関紀行』や現在の地名では、この瀉を越えた所を興津とするため、順路が逆との説がある。しかし、『玉葉和歌集』第十五雑歌中、宝治二年百首歌の題「海眺望」で二条為氏が、

清見がたうちいでてみればいはらのみほのおきつは浪しつ
（傍線筆者、以下同）
 かなり

と、清見瀉から見て廬原郡興津と美保を詠している。鎌倉への行き帰りの風景描写である。阿仏は興津浜に出たというのも、三保・清見瀉を含む全体と置いていたに相違ない。この日、阿仏は興津浜に泊まり、翌日は富士川を渡った。清見が関を越えた宿は、現在の静岡県清水市興津である。

C 不明の字体は「濱瀉」。

九条家本の箇所挿図1を「濱瀉」とし、同系統の松平本挿図2^⑦は「濱瀉」と判読する。

1. 九条家本

2. 松平本

文字の偏は、書写を繰り返す度に省略されるか、次の筆運に含まれてしまう場合が多い。この二文字も、偏が消えているのではなからうか。海近き里の泊まりで「あらいそなみのかゝるねさめ

は」と海の情景を詠んでいるところから「ゞ」偏を付けてみると「濱（松平本・濱）瀉」となる。「濱」は「濱」の譌字。「濱（濱）」と「瀉」の文字は、九条家本五丁裏四行目「あなかしこよこ浪かくな瀉千鳥」とする以外、松平本も平仮名で書かれている。まして、「濱（濱）瀉」を熟語とするには一般的でない。むしろ、阿仏自筆本は「はまかた」とあったが、書写の過程で、興津浜から「濱（濱）」、清見瀉から「瀉」の漢字に当てられた。そして、当字が原因で写本の度に、不明となっていくたのであろう。

D 九条家本から流布本への転写。

九条家本で「本マ、」とした不明な文字が流布本の文に書き改められたのは、日記中ほとんどの泊まりを示す「いふ所に」（十三泊中、十箇所）の文に引きずられて、「濱（濱）」の「濱（濱）」が「い」、「貝」が「ふ」、「鳥」が「所」、「の」が「に」へ改まったと推量する。しかし、字形のみで証明するには、九条家本・松平本と流布本の間、一本か二本の写本の出現が必要である。

E 解釈。

旅の常として、地図と案内書を携えて行く。東国への紀行文は古来、『伊勢物語』を踏まえる。阿仏の当時『海道記』と『東関紀行』が愛読されていた。武田孝氏は『十六夜日記詳講』で『東関紀行』を読んでいた可能性を、後述するⅢの部分「なまくさ

し」で指摘し、『東関紀行』の本文を各所の参考に挙げられた。だが、武田氏が「波の上」で例示したのは、『海道記』の離れた・漂う意味「海松は浪の上に根を離れたる草」と「波の上にただよぶ海のみも」である。むしろ『東関紀行』の興津浜「この関遠からぬほどに興津といふ浦あり。」の記述^⑤、

海に向ひたる家にとりて侍れば、いそべによする波の音も身のうへにかゝるやうにおぼえて、夜もすがらいねられず。

ではなかるうか。この文章と比較すると、「波の上」は「波」の音も身のうへ」をもとにしたもので、Ⅲの「夜もすから風いとあれと、波の音とが襲いかかるような烈しき状況になる。

阿仏自筆本「はまかたのやとりて」は、漢字を充てると「浜瀉」ではなく「浜方」で、『東関紀行』の「海に向ひたる家にとりて」と同じ情景である。「左右にめもあはず」は、『源氏物語』須磨の「左右」の用例に、「あれにつけ、これにつけ」の意味に用いられている^⑥、と武田氏の言われるのに適うであろう。

浜方の泊まりのため、あれた波の音が身の上と重なり、泊まりの歌が詠まれたのである。

『海道記』が東海道鈴鹿越えて十六夜日記が東山道不破関越えとでは、前半部の順路が違う。十六夜日記と同じ順路で三十七年

前の仁治三年（一二四二）八月十日余に京から鎌倉へ向かった紀行文『東関紀行』を阿仏は携えて、「波の上」を記述する下敷きにしたと思われる。『東関紀行』は、玉井氏の解説に「文章の流暢を以て早くから愛読せられたと見え、夫木和歌抄にはその歌が多く採られ、また源平盛衰記・長門本平家物語・延慶本平家物語などの文章に影響を与えてゐる」と云い、読本系の延慶本『平家物語』巻二「二十八、師長尾張国へ被流給事」を例示する^⑪。次に、IからIVの記事も『東関紀行』を如何に下敷きにしてゐるかを比較検討する。

- ① 玉井幸助「十六夜日記の原形」（『国語と国文学』第七卷第六号、昭和五年六月刊）五～六頁。
- ② 玉井幸助校訂『十六夜日記』（昭和九年三月刊、岩波書店）二八頁。
- ③ 玉井幸助『十六夜日記評解』（昭和二十六年十二月刊、有精堂）一～三頁。
- ④ 岩佐美代子、一注②。
- ⑤ 築瀬一雄・武井和人『十六夜日記・夜の鶴注釈』（昭和六十一年八月刊、和泉書院）一五八頁。
- ⑥ この歌は、『新撰撰和歌集』第八巻旅にも入首する。『和名類聚抄』、『正徹物語』下九一参照。
- ⑦ 島原市立図書館松平文庫『十六夜記』墨附十三丁裏（架号・松一六一〇）該当部分を掲載した（島原市教育委員会、平成四年六月十八日附翻刻許可書第三号）。松平本の書誌は、江口正弘「松平文庫本『十六夜日記』について」（『熊本学園三十周年記念論文集』熊本

本商大論集第三九号・熊本短大論集第四七号合併号』昭和四十八年八月刊、熊本商科大学）参照。

⑧ 武田孝『十六夜日記詳講』（昭和六十年九月刊、明治書院）二九八頁。

⑨ 江口正弘監修『東関紀行 本文及び総索引』（昭和五十二年十月刊、笠間書院）を、以下の引用文に用いた。

⑩ 同注⑨、二九四頁。

⑪ 玉井幸助校訂『東関紀行』（日本古典全書、昭和二十六年四月刊、朝日新聞社）一五一頁。

三 二十六日条と『東関紀行』の比較

I「ひるたち入りたる所に、、すゝりもみゆれば、枕のさうしに、ふしなからかきつく」。

休息の家に硯があったからとはいへ、阿仏が気分を悪く伏している状態で、障子に歌を書く必然性があったのであろうか。『東関紀行』は、清見が関を越えた宿に、

神原といふ宿のまへをうちとをるほどに、をくれたる者まぢつけんとてある家に立入たるに、障子に物をかきたるをみれば、旅衣そのの庵のさむしろにつもるもしるきふしのしら雪といふ歌なり。心ありけるたび人のしわざにやあるらん、昔香炉寮の麓に庵をしむる隠士あり、冬の朝簾をあげて寮の雪を望けり。

と「心ありけるたび人のしわざ」とする。阿仏も書く感興が涌いたことと、訴訟の気持ちをもこの日に書き込もうとする導入部になる。『東関紀行』菊川宿にも、

承久三年の秋の比、中御門中納言宗行と聞えし人の罪ありて東へくだられけるに此宿にとまりけるが、昔は南陽県の菊水下流を汲で齡をのぶ、今は東海道の菊川西岸に宿して命をうしなふと、ある家の柱にかゝれたりけりと聞きたれば、

と、承久の乱の罪で藤原宗行が鎌倉へ護送される途中、この宿で斬られる時に、柱に書き附けた佳句が口遊になった話を書き留めている。また、鎌倉幕府の編纂史書『吾妻鏡』承久三年（一二二一）七月十三・十四日条にも宗行逸話が収録されている。実際に休息の宿に書くのは、自分の気持ちを旅人へ訴える手段でもある。さらに、阿仏は日記に書き、それを人々に読んでもらい自分への「ぬれぎぬ」を晴らすことへと気持ちを繋いでいく。

Ⅱ「清見かた年ふる岩に事とはんなみのぬれきぬいくかさねきむ」。

清見が関は、関と浜が近く岩の多い所で、波の関とも呼ばれた。訴訟で二条為氏からの謂れもない「ぬれぎぬ」に対して、阿仏は詠じたのである。特に、この関は『東関紀行』に、

清見が関も過うくしてしばしやすらへば、沖の石村々塩干にあられて波に咽び、磯の塩屋ところ／＼風にさそはれて煙たなびけり。東路のおもひ出ともなりぬべきわたり也。むかし朱雀天皇の御時、将門と云もの東にて謀反おこしたりけり。是をたひらげんために民部卿忠文をつかはしける、此関にいたりてとどまりけるが、清原滋藤といふ者、民部卿にともなひて軍監と云つかさにて行けるが、漁船の火のかけは寒くして波を焼、駅路の鈴の声はよる山をすぐと云唐の歌を詠じければ、民部卿泪をながしけると聞にもあはれなり。

と、藤原忠文逸話を書き留めている。この逸話は、将門の乱鎮圧の命をうけた忠文が征夷大將軍としてこの関まで進軍したが、先に藤原秀郷・平貞盛等により乱が平定されたため、この関から都へ帰還せざるをえなかった。朝廷では、忠文の勲功に対して恩賞を与えるか否かの議論が起こり、結局与えなかったという話である。中世説話集の『江談抄』②、『古事談』③、『十訓抄』④に収録する。

忠文逸話と訴訟が重なる事例が、宝治元年（一二四七）六月五日に北条時頼が三浦泰村及び其の族党を奇襲して滅亡させた宝治合戦にみえる。それは、次に引く『吾妻鏡』同年九月十一日条に収録する合戦の恩賞訴訟である。

筑後左衛門次郎知定捧和字款状。是愁漏合戦之事也。先考載

戦における知定訴訟と忠文逸話を為家から教えられたかはともかく、阿仏は知っていたに相違ない。

特に、『東関紀行』を参照する阿仏の重大な関心事は、忠文逸話から思い起こされる知定訴訟であろう。文書主義の裁判で、忠文逸話を勘例に用いる場合は、口遊的な口承ではなく、典拠が示せる典籍の形態を持つ『古事談』『十訓抄』等の説話集や編纂書からであろう。また、阿仏は、後鳥羽上皇が百首和歌を召されるに当たり、定家等を除かれたことで藤原俊成が上皇へ子息定家等を加えるように直訴した『正治二年和字奏状』^⑦をも思い起こしていただろう。

「十六夜日記は訴訟文書である」との検証は別稿に譲るが、重要文化財『為家讓状』や九条家本に記す『為家置文』と共に『道の記』を、阿仏は幕府方へ提出した。

阿仏の当時、幕府への訴訟先は「重要政務決定の中枢機関が評定衆会議より、北条氏の宗家所謂得宗私邸の寄合に移るに及んで、幕府政治は得宗一家の個人政治家と化する」^⑧と佐藤進一氏が説かれたように、北条氏御内の寄合に出された可能性もある。

Ⅲ 「夜の宿なまくさしといひける人のことは。」

この部分が、白楽天『白氏文集』三、「縛戎人」から取られて

いることは諸注釈書に挙げられている。特に、武田氏は著書で『東関紀行』の「車返しという里あり。、、、かの縛戎人の夜半の旅寝」を引用して、

「ぬれ衣」については、本書では、無実の罪には結びつけない解釈に従っておいたが、少なくとも、誤解されて捕われの身となり、遠くに流されて行く縛戎人のことを思い浮かべている阿仏には、同じ「縛戎人」の詩の、前記の「朝飢飢渴費杯盤、夜宿腥臊汚牀席」の句のすぐ前に「扶病徒行日一駅」（病ヲ扶ケテ徒行ス日ニ一駅）という句があることも、知っていたのではなからうか。これは、苦しくてうち臥したその日の彼女の状態や心情と、まさに一致するものである。阿仏は、白居易の「縛戎人」の全詩を知っていたこと、それに自分の日記よりも四十年ほど前に書かれた『東関紀行』の文章がその詩についてふれていたのに気づいていたことは、まづ間違いないと考えられる。

と論述する。しかし、同氏は単に阿仏が縛戎人を思い浮かべているだけで「ぬれぎぬ」へ直接結びつけないのは、訴訟を主題とする十六夜日記の立場からすると矛盾する。むしろ、阿仏は『東関紀行』をもとに誤解されているわが身を強調したと思われる。

この外に興津の前後の『東関紀行』には、忠文逸話「唐の歌を

詠じければ、次ぎの神原宿で『枕草子』で有名な「昔香炉峯の麓に庵をしむる隠士あり」と白楽天の詩文を引用する。阿仏も『東関紀行』に倣って、『白氏文集』の「縛戎人」を引いたのである。

IV 「ふしの山を見れへけふりたゝず」。

『東関紀行』に「影ひたす沼の入りえにふしのねの煙の雲も浮嶋かはら」の歌から導かれている。富士の煙については「古今の序のこと葉とおもひ出られて」とあるように、『古今和歌集』仮名序「いまはふじの山も煙たゝずなり」の解釈を、中世において冷泉流の「不立」か二条流の「不断」を用いるかが争われてきたが、この記述はその初見的なあらわれである。阿仏は二条為氏⑩の「不断」よりも、『東関紀行』や阿仏の『うたたたねの記』の当時に煙が立っていたが今は「立ず」と、為家から伝授された「不立」を確認した点である。訴訟に提出した為家讓状には相伝歌書も含まれていて、阿仏は為家から授けられた基俊以来の解釈（古今伝授）の正当性を主張すること⑪で、為家遺言の正しさを証明しようとしたのである。それ故に、為家の次男源承は、著書『和歌口伝抄』⑫（十）で阿仏を糾弾する例の一つとして、

いまはふじのやまもけふりたゝず、ながらの橋もつくるななり

ときく人は、うたにのみでこゝろをなぐさめける。

異説ありとも聞侍らざるに、阿房あづまへくだり侍りける道にて、富士のけふりたゝずとよみて侍りき。かのながれをうけたるともがら、いまはたゝずと執せるにや。

三島歌に、

藤原為相朝臣

時しらぬふじの煙もはるゝよの月のためとやたゝずなるらん

是はまのあたり訓説をうけずつたへきゝてよめる也。

と、この記事を引用し、源承が阿仏・為相親子を非難する。

以上検討してきたが、穿ち過ぎと言われるかも知れない。しかし、十六夜日記が『東関紀行』を下敷きにしていることが判明した。その理由は、この日の状況と十六夜日記の成立に求められる。二十六日条は、旅の記述中一番多い分量である。旅の半ばも過ぎ、富士の姿を見ることができた安堵と、疲れのためか阿仏が昼間寝込んでしまった。その後、清見が関跡を縫って宿った。昼間、休息した余裕もあり、この関での忠文逸話に触発され、携えた『東関紀行』の紀行文をもとに阿仏が訴訟への気持ちちを込めて執筆した、と結論する。

また、阿仏が当初から『道の記』⑬を訴訟関連の文書と考え、幕

府方へ訴えがより強調されることを想定して、武家に愛読されていた『東関紀行』を下敷きにしたのである。

① 拙稿「近衛家領山城国富家殿について」(『歴史地理学会会報』第八二号、昭和五十年十一月刊)で、忠文は恩賞を与えることを主張した九条師輔へ家領を寄進し、後世その所領の一部「富家」に摂関藤原忠実が別荘を営み、忠実の別称になったことを考証して、藤原忠文逸話の正しさを論証した。

② 『江談抄』第四。

③ 『古事談』第四、勇士、忠文勳賞法并忠文徳実頼事。

④ 『十訓抄』第十、可庶幾才能事、清原滋隆詠落事、藤原忠文勳賞時感備補、同寄富家領券契事。

⑤ 『吾妻鏡』宝治元年六月十二日条。

⑥ 佐藤進一『古文書学入門』(昭和四十六年刊、法政大学出版社)一九六頁。

⑦ 『群書類従』(和歌部一四八、卷第二九三)第十六輯所収。

⑧ 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(昭和十八年四月刊、畝傍叢書)七七頁。

⑨ 武田孝、二注②二八五頁。

⑩ 『延慶兩卿訴陳状』、『冷泉家古文書』一四九号文書、比留間喬介校註『十六夜日記』(新註国文学叢書、昭和二十六年五月刊、大日本雄弁会講談社)補説二、二五三頁。福田秀一『中世和歌史の研究』(再版、昭和五十年八月刊、角川書店)六一七〜八頁。二条、冷泉流の重要な解釈の相違点として、片桐洋一『中世古今集注釈書解題』一〜五(昭和四十六年十月〜六十一年一月刊、赤尾照文堂)で詳細に述べられている。

⑪ 『日本歌学大系』第四卷(昭和三十一年一月刊、風間書房)。

⑫ 玉井幸助氏は九条家本が十六夜日記の原型を示す論拠の一つとして、為相の弟子藤原長清編『夫木和歌抄』に十六夜日記中の『路次之記』の歌しか取られていないことで、『道の記』が単独していた証拠の一つとした(二注①「五 夫木抄と十六夜日記」八〜九頁)。「和歌口伝抄」でも「阿房あづまへくんだり侍りける道」と『道の記』を引用するが、『東日記』に載せる「けむりたつ」の為守の歌を取り上げなかったのは、『道の記』の単独流布を窺わせる。

四 おわりに

九条家本「波の上と□□」が「はまかた」を漢字に当てた「濱渦」であると解読できたのは、この写本が原本に近いことを意味している。さらに九条家本奥書は、

以大納言 持為卿家本書写校合了

とあり、十六夜日記諸本中、最古の写本の形態を示している。

持為は、応永二十四年(一四一七)に父為尹から細川庄を譲られて、分家した冷泉家(区別するため上下を付け、下冷泉家と通称する)の初代である。分家の際、『阿仏尼像』一幅と細川莊園文書が譲与された内に『道の記』『為家置文和歌』『東日記』『長歌』が含まれていたが、戦国時代以降に莊園制の衰退と共に、訴訟文書の性格も薄れ、紀行文学として纏められていったのが、流布本十六夜日記である。

筆者は史学の立場から、古典籍を古文書と看做して形態・奥書・

伝領等の検証により、新しい文化史が拓けるのではなからうかと思ひ、その典型として冷泉家の歴史を勉強する過程で、十六夜日記を訴訟文書に副えた文書（具書）の一つと考えるようになった。

また、古文書学の視点から、阿仏の起こした訴訟の根本原因は、父為家から荘園を譲られていた為氏が権利放棄書である『遊状』を、越部下庄については提出したが、親の命に抗して細川庄は書かず権利留保をした親不孝による。特に、十六夜日記・十月二十六日条は、『東関紀行』に記された藤原忠文逸話に触発され、訴訟で阿仏への「ぬれぎぬ」を晴らし勝利する目的で叙述された。阿仏は、『藤原為家讓状』^④ほかに、『道の記』『為家置文案（和歌）』^⑤『長歌』^⑥を幕府方へ訴訟文書として提出した。

これを論じるには、『冷泉家古文書』と十六夜日記の分析、鎌倉幕府の具体的な訴訟方法の研究。さらに、下冷泉家の成立と十六夜日記の伝領関係を究明する必要がある。別稿で言及する予定である。

- ① 九条家本は、薄手の透明感のある白い斐紙で江戸時代初期の料紙であろう。そうなると、奥書は書写奥書ではなく、本奥書となる。
- ② 下冷泉家旧蔵。『絵巻と肖像画』（日本美術全集第一〇巻、昭和五十四年九月刊、学習研究社）第八二図に原色版を掲載する。
- ③ 岩佐美代子氏は、流布本の成立を「室町末期に、男性、それも宮廷人というよりは、紀行に興味を持つ連歌師のような人物が関与し

て改訂されたものではないかと思われる。」（一注②、四三頁）とする。卓越した説で、首肯される。

④ 藤谷家旧蔵。文永六年十一月十八日附『為氏遊状』一幅、重要文化財、東京国立博物館保管。

⑤ 一卷。冷泉為人氏蔵、重要文化財指定。冷泉家時雨亭叢書（朝日新聞社刊）第五十一巻『冷泉家古文書』中に収載されている。

⑥ 九条家本のみにある「為家置文案（冷泉家古文書）一三七号、同右注」の宛名為氏の次に書かれ、置文がこの書状案であることが判明する。書状の正文は為氏の二条家へ伝えられたが、為家讓状を為氏に納得させる内容のため、為家は証拠に手控え（案文）を阿仏へ譲渡した。阿仏は訴訟に当たり『為家毎日歌中』から為氏の親不孝を詠じた歌を撰び、書き加えたのである。また、九条家本で『道の記』の次に付け加えてた形態は、置文（案文）と共に『道の記』も訴訟へ提出したことを推測させる。しかし、置文を下冷泉家へ渡されなかったのは、細川庄以外の荘園も書かれていたために、証拠として文書名と和歌だけが抜き出されたのであろう。

⑦ 越部禪尼の所領越部上庄が地頭の違乱にあった時、禪尼が北条泰時へ歌で嘆願して止めた先例に倣ったものである。禪尼の荘園は、俊成が越部庄を三条（上庄）・成家（中庄）・定家（下庄）へ三分割した内、母三条から譲られた領地である。禪尼の上庄と定家の下庄とを同じ越部庄にする向きもあるが、分けられた後は、全く違う荘園である。下庄は、冷泉家へ伝領され、根本荘園と成った。佐藤恒雄「御子左家領越部庄の三分とその行方」（『中世文学研究』第十号、昭和五十九年八月刊）。

（京都文化博物館主任学芸員